

広島県公共土木施設災害支援制度に係る認定及び登録審査基準

第1 目的

広島県公共土木施設災害支援制度（以下「災害支援制度」という。）に係る支援者又は支援団体の認定及び登録に際し、審査基準に係る基本的事項を定める。

第2 対象

災害支援制度には、情報モニター及び情報収集活動の2つの登録分野があり、広島県公共土木施設災害支援制度事務処理要領（以下、「要領」という。）により提出される申請書類等をもって認定及び登録の審査を行うことから、これらの登録分野毎に審査基準を定める。

第3 審査基準

1 情報モニターに関するもの

情報モニターは、次の（1）又は（2）に該当するものが認定及び登録の対象となる。

（1）広島県公共土木施設災害支援者

次の①及び②を満たすもの。

① 実務経歴

要領「別記様式第2号」の実務経歴書により判断することとし、公共土木施設災害復旧事業の最低3年以上の経歴を有するものであること。

② 研修の受講

広島県公共土木施設災害支援制度事務局（以下「事務局」という。）が実施する研修を受講したものであること。

（2）広島県公共土木施設災害支援団体

次の2の①及び②を満たすもので、2の①及び②以外の基準のいずれかを満たさないもの、あるいは、2の審査基準を満たすもので情報モニターを希望するもの。

2 情報収集活動に関するもの

情報収集活動は、次の①～⑤の全てに該当するものが認定及び登録の対象となる。

① 入札参加資格

広島県の建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格を有する民間の団体又は業者であること。

② 研修の受講

団体（会社等）の職員の少なくとも1名が、事務局が実施する研修を受講したものであること。

③ 活動人数

要領「別記様式第4号の1」の活動構成員名簿により判断することとし、最低限必要な条件を次のとおり定める。

- 1) 概ね1時間以内に活動地域に参集できる人数が最低限3名確保できること。

2) 建設事務所（支所）等との連絡調整，点検・パトロール実施者への連絡調整等の業務を行うため団体（会社等）の事務所に1名の連絡員を確保できること。

④ 保有（手配可能）資機材

要領「別紙様式第4号の2」により判断することとし，活動に最低限必要な資機材（1班が最低限活動できる資機材の保有等を基準に判断する。）が活動地域において概ね1時間以内に手配が可能であること。

⑤ 業務実績

直近15年以内に広島県又は県内市町が発注した業務実績で，公共土木施設災害復旧事業の土木一式工事又はこれに相当する土木一式工事の元請施工実績を有すること，又は公共土木施設災害復旧事業の測量調査設計業務実績を有すること。

第4 その他

1 経営事項審査

情報収集活動を対象とした支援活動の登録については，社会貢献活動の評価として，経営事項審査において加点評価を考慮するものとする。その際，「広島県公共土木施設害支援制度に係る支援団体登録証明」をもって審査するものとし，支援団体から登録証明の申請があった場合は，事務処理要領に基づき処理するものとする。

2 その他，必要事項の調整，決定等

その他，認定・登録に係る必要事項の調整，決定等については，運営委員会により定めるものとする。